

# 「シニアヴィラ パトリ」入居のご案内

有限会社ウェルネスが運営いたしております、介護付有料老人ホーム「シニアヴィラ パトリ」の施設、サービス、入居条件及び入居手続き等の概要は、次のとおりですので入居ご希望の方は、別紙「入居申込書」により、お申し込みいただきますようご案内申し上げます。

## 1. 施設の概要

- (1) 介護付有料老人ホーム「シニアヴィラ パトリ」は、定員44名です。  
平成15年5月に、住宅型有料老人ホームとしてオープンいたしました。  
平成16年介護保険「特定施設入所者生活介護」事業者としての指定を受け、「介護付有料老人ホーム」になり、より一層充実した介護サービスを提供できるようになりました。
- (2) 施設は、介護付有料老人ホームで、食事等のサービスの付いた高齢者向けの居住施設です。  
要介護認定を受けていない方も、自立と判定された方もご利用が可能です。入居後、介護が必要になった場合は、要介護認定を受けることができます。  
また、要支援Ⅰ～Ⅱ・要介護Ⅰ～Ⅴの判定を受けた方のご入居も可能です。
- (3) 将来、介護が必要になった場合でも、「特定施設入所者生活介護」をご利用いただくことにより、当社スタッフによる手厚い介護が受けられます。  
また、介護が必要になった場合でも、自分のお部屋で生活ができ、転室や住み替えをしていただくことはありません。
- (4) 居室につきましては、全室個室となっております。  
居室面積は、20.1㎡で、ミニキッチン、整理タンス、デスク、トイレ、ウォシュレット便座、洗面台、ミニクローゼット、冷蔵庫、介護用電動ベット、エアコンディショナー、緊急連絡用ボタン（居室1ヶ所、トイレ1ヶ所）を装備してあります。
- (5) 施設は、鉄筋コンクリート造り6階建てで、全館バリアフリー設計となっており、救急用ストレッチャーもそのまま乗ることができる大型エレベーターを設置し、優しく、住みやすい設計になっています。
- (6) 施設の1階には指定通所介護「シニアヴィラパトリデイサービスセンター」、を併設し、地域の福祉拠点として活動いたしています。
- (7) 2階には、娯楽室、喫茶室、レストラン、談話室、男女別大浴場、洗濯室、相談室、事務当直室があり、3階から6階までは、居住スペースです。  
各階に多目的ロビーを設置し、2階にはテレビと新聞が置いてあり、4階にはアスレチック器具とマッサージチェアと大型テレビ、5階には図書室とソファを配備し、6階にはグランドピアノを置き、皆様のアクティビティの場所としてもご利用いただいております。

## 2. サービスの内容

- (1) それぞれの入居者様の状態に応じて、必要な医療情報等を収集した上で、入居者様の意思を確認し、別紙「シニアヴィラ パトリ介護サービス一覧表」に記載したサービスを、取捨選択し、必要なサービスを提供いたします。

- (2) 「特定施設入所者生活介護」をご利用の要支援Ⅰ～Ⅱ及び要介護Ⅰ～Ⅴの入居者様につきましては、利用者様の意志を尊重し、自立支援を目的とした、個別の「特定施設サービス計画」を立案し、計画に沿った介護サービスを提供します。
- (3) 食事は、3食とも2階レストランでご用意いたします。  
治療食や医療食が必要な方には、別メニューを提供することがあります。  
また、お身体の具合が悪いときは、居室までお届けいたしております。
- (4) 入浴は、2階男女別大浴場が、毎日、午後3時から午後7時までご利用いただけます。また、希望があれば要相談で4階・5階の一人浴槽がご利用いただけます。介護されての入浴やシャワー等に関しましても対応をさせていただきます。
- (5) 急にお身体の具合が悪くなったときや緊急時には、ベットサイドとトイレに設置してあります緊急連絡ボタン、携帯用ナースコールを押してください。24時間、職員が駆けつけます。
- (6) 入居に関することや、生活上の問題点、行政手続き等は、生活相談員がお承りいたします。
- (7) 入居者様のご希望に添って、趣味の教室、映画鑑賞会等も定期的を開催いたしております。  
(例 月曜日習字教室 木曜日絵画教室)
- (8) 敷地内に共同菜園が設けられており、お花造りや野菜作りが楽しめます。
- (9) 施設は市街地にあり、医院・歯科医院・薬局・銀行等も近隣にあります。  
生活には大変便利です。また、名鉄国府駅まで徒歩7分程度ですので公共交通機関へのアクセスも非常に便利です。

### 3、入居条件

- (1) シニアヴィラ パトリでは、お元気な方から、重度の介護が必要な方まで、幅広くお受け入れさせていただきます。また、特別養護老人ホーム等の待機期間をシニアヴィラ パトリでお住まいになるプランも設定してございます。お気軽にご相談下さい。
- (2) 感染性疾患に罹患している方、自傷他害の危険性が高い方等につきましては、お受け入れできない場合がございます。
- (3) 確実な保証能力がある身元保証人が1名以上いらっしゃる方を原則としていますが、保証人等がご不在の場合も、任意後見制度や地域福祉権利擁護事業の利用によりご入居いただける場合がありますので、ご相談下さい。

### 4、入居手続き

- (1) 入居の申し込みから入居までの手続きは、次のとおりです。
  - ①お申し込みにつきましては、お電話又は来所して、ご相談下さい。
  - ②「入居申込書」をご記入いただき、ご持参いただくか、ご送付下さい。
  - ③ご本人様と面接させていただきます。来所が不可能な場合は、当方よりお伺いいたします。
  - ④面接時に、入居の可否を決定させていただきます。
  - ⑤契約書のご記入をいただきます。同時に入所日のご相談、荷物搬入・お引越等のご相談を承ります。(契約書には、保証人捺印欄がございますので、ご契約の際は保証人様にご同席願えれば幸いです。)
  - ⑥入居日に関しましては、契約より10日以内にご入居いただくことを原則としておりますが、ご事情を考慮させていただくこともございますので、ご相談下さい。

## 入居金一時金のご案内

1. 入居時一時金（家賃の前払い金） **1,980,000円**

2. 入居一時金の返却について

①入居一時金につきましては、償却期間を3年とし、入居期間が3年未満の場合以下の算式によりご返金します。

$$\text{返還金算式 } 1,980,000 \times (36\text{ヶ月} - \text{既入居月数}) / 36\text{ヶ月}$$

②保証金の償却につきましては、契約月より発生いたします。

ただし、三月以内の契約終了については、契約終了日までの利用期間にかかる利用料及び原状回復のための費用を除いて全額返金いたします。（原状回復のための費用は、特別な汚染、破損等がある場合に実費を徴収いたします。）

③未入居の場合にも、②同様、保証金の償却が発生いたします。

3. 月額費用（生活費）について

家賃（非課税）	管理費	食費（税別）	合計(税別)
70,000	40,000	55,000	165,000

①家賃相当額は、土地購入費用、土地代及び地代、建設費費用等の当施設開発。大規模修繕費及び修繕費、借入利息、外部業者委託費、消耗品等を含む当該施設の維持に関する費用を算定根拠としております。

②管理費は、洗濯費、事務・管理部門の人件費、光熱水費（水道料金、居室以外の電気料金、ガス料金）を算定根拠としております。

③食費は、1ヶ月単位（1日から31日）を3日前までに、お申し出いただいた場合に不要いたします。その他、短期間の欠食に関しては、3日前までに申し出いただいた場合には、月額より、朝食400円、昼食600円、夕食800円をそれぞれ欠食した回数分減額させていただきます。

④居室で使用する電気料（各室メーター設置あり）は、別途請求させていただきますが、居室で使用する水道の料金は事務・共益費に含みます。

⑤その他の費用、個人加入の電話、NHKの受信料等、個人契約の料金につきましては、別途お支払い下さい。

#### 4. 介護費用（介護保険にかかわる利用者負担金）

介護報酬額は、一日あたりの目安です。一か月の自己負担額概算（円）につきましては、月額  
の自己負担額（30日の月の場合）です。実際の利用日数に応じてのご負担となります。  
負担額は介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合額としま  
す。

要介護 状態区分	基本報酬 1日当た り	個別機能 訓練加算 1日当たり	夜間看護 体制加算 1日当た り	サービス提 供体制加算 1日当たり	介護職員処 遇改善加算 61/1000	介護報酬 単位数合計 1日当たり	介護報酬額 地域単価 1日当たり 10.14 円	1か月の 自己負担額 1割 概算（円）	1か月の 自己負担額 2割 概算（円）
要支援1	179	12	0	6	12	209	2119	6357	12714
要支援2	308	12	0	6	19	345	3498	10494	20988
要介護1	533	12	10	6	34	595	6033	18099	36198
要介護2	597	12	10	6	38	663	6722	20166	40332
要介護3	666	12	10	6	42	736	7463	22389	44778
要介護4	730	12	10	6	46	804	8152	24456	48912
要介護5	798	12	10	6	50	876	8882	26646	53292

その他の加算、医療機関連携加算、看取り介護加算については、その必要性が生じた場合に、別に厚  
生労働省が定める基準に沿って、ご説明・ご同意をいただいた上で算定させていただきます。